

先物取引に係る情報交換に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、1972年12月26日に締結した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項（7）に関連し、双方間の先物取引が円滑に行われることを希望し、相互に連絡を行うことの必要性を認識するので、次の事項が実施されることについて必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

- (1) 交流協会及び亜東関係協会は、相互に他方の協会からの要請を受け、双方間の商品及び金融・証券の先物取引に関し、投資家保護及び取引の健全化に資する情報の提供をそれぞれの関係当局に要望し、これらの関係当局がそれぞれの国内法令の許す範囲内において提供する情報を相互に伝達すること。かかる情報の提供及び伝達は専ら行政目的のために行われるものであって、刑事事件（行政刑罰に係る事案を含む。）の捜査、訴追及び裁判手続に使用されることを目的としないこと。
- (2) 一方の協会は、上記（1）にいう情報の提供を要請するに当たっては、他方の協会に対し、当該情報がいかなる目的に使用されるのかを明らかにすることとし、要請を受け取った側の協会は、それぞれの関係当局と協議の上、情報提供の可否を判断できること。このようにして提供された情報は、その使用目的として要請時に明らかにされた目的以外の目的のために使用されないこと。
- (3) 上記（2）にいう手続に従って、一方の協会に提供された情報は、それぞれの協会からかかる情報の提供を受ける当局により、行政目的にのみ使用され、当該当局以外のいかなる個人及び法人に対しても開示されることはなく、また、当該当局は、当該情報が当該当局以外のいかなる当局に対しても開示されることのないようあらゆる可能な措置をとること。
- (4) 下記の手続によりこの取決めが終了した後も、この取決めに基づいて提供された情報については、上記（1）、（2）及び（3）の規定の内容が引き続き確保されること。

この取決めは、1995年4月24日に効力を生ずるものとし、いずれか一方の協会がこの取決めを終了させる意思を他方の協会に対し書面により通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受領した日の後30日で終了するものとする。また、いずれか一方の協会が上記の（1）、（2）及び（3）の規定の内容が何らかの事由により十分確保されなくなったと判断する時は、その旨を他方の協会に対し書面により通告することにより、当該他方の協会がその通告を受領した時点で、この取決めは直ちに終了するものとする。

本取決めは日本語及び中国語により作成し、以上の証拠として、1995年4月17日、台北において亜東関係協会の代表が、1995年4月24日、東京において交流協会の代表が、これに署名した。

財団法人交流協会代表

亜東関係協会代表

服部禮治郎 馬紀壯

財団法人交流協会会長

服部 禮次郎 殿

書簡をもって啓上致します。

本会長は、1995年4月17日に台北において本会長により署名され、同年4月24日に東京において貴会長により署名された「先物取引に係る情報交換に関する亜東関係協会と財団法人交流協会との間の取決め」(3)に関し、亜東関係協会から情報の提供を受ける当局とは、財政部証券管理委員会であることを通報致します。

本会長は、以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に敬意を表します。

亜東関係協会会長

馬紀壯

1995年4月24日